

## 札幌市子ども・子育て会議に置く部会の権限及び議決方法並びに基準制定までのスケジュールについて（再確認）

### 1 札幌市子ども・子育て会議に置く部会の権限について

下記の2つの部会を設置し、それぞれの役割を下記のとおりとさせていただきます。

#### (1) 認可・確認部会

- ア 札幌市が子ども・子育て支援法に基づく確認を行うに当たって意見を述べること。
- イ 札幌市が幼保連携型認定こども園の認可、事業の停止及び施設の閉鎖の命令並びに認可の取消しを行うに当たって意見を述べること。
- ウ 札幌市が幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。
- エ 札幌市が地域型保育事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。
- オ 札幌市が施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。
- カ 札幌市が保育所の設備及び運営の基準を改正する場合に意見を述べること。

#### (2) 放課後児童健全育成事業部会

札幌市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。

### 2 部会の議決方法について

#### (1) 基準案に関する意見徴取について

認可・確認部会及び放課後児童健全育成事業部会は、各種の基準に関して札幌市子ども・子育て会議としての意見の案を作成することをその権限とし、意見に関する議決は子ども・子育て会議で行うこととします。

#### (2) 認可及び確認に関する意見徴取について

札幌市が行う子ども・子育て支援法に基づく確認及び認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の認可等に関する意見徴取については、認可・確認部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることとします。

### 3 基準制定までの予定スケジュール

